

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令別紙様式」及び「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針」に係る Q & A

【凡例】

法：「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」を指す。

令：「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律施行令」を指す。

府令：「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令」を指す。

注意：「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令別紙様式第 5 及び第 6 の記載上の注意」を指す。

円滑化指針：「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針」を指す。

【府令別紙様式関連】

1. 注意 1 関係（集計の基準）

問 1－1 複数の貸付債権について貸付けの条件の変更等の申込みを受け、債務者との協議の結果、それらを一本化して実行した場合には、どのように計上するのか。

（答）

注意 1 にあるとおり、別表中の各欄の集計は、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた日を基準に、債務者ごとではなく、貸付債権ごとに行うこととしています。

従って、複数の貸付債権について貸付けの条件の変更等の申込みを受け、

それらを一本化して実行した場合であっても、実行日における貸付債権の件数（１件）を計上するのではなく、申込日における貸付債権の件数（複数件）を計上することとなります。

例えば、３件の貸付債権について貸付けの条件の変更等の申込みを受け、それらを一本化して実行した場合には、「申込み」「実行」とともに３件と計上することとなります。

問 1－2 1,000 万円（１件）の貸付債権について貸付けの条件の変更等の申込みを受け、債務者との協議の結果、当該貸付債権を 500 万円の貸付債権 2 件に分割した上で貸付けの条件の変更等を実行することとした場合には、どのように計上するのか。

（答）

注意 1 にあるとおり、別表中の各欄の集計は、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた日を基準に、債務者ごとではなく、貸付債権ごとに行うこととしています。

従って、実行日における貸付債権（500 万円、2 件）ではなく、申込日における貸付債権（1,000 万円、１件）を基準として、「申込み」「実行」とともに 1,000 万円、１件と計上することとなります。

問 1－3 1,000 万円の貸付債権について貸付けの条件の変更等の申込みを受け、債務者との協議の結果、800 万円について貸付けの条件の変更等を実行する（200 万円については実行しない）こととした場合には、どのように計上するのか。

（答）

当初の申込み内容と異なる内容の貸付けの条件の変更等を実行することとなった場合であっても、それが債務者との合意に基づき行われるものであれば、「実行」に該当します。

また、注意 1 にあるとおり、別表中の各欄の集計は、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた日を基準に、債務者ごとではなく、貸付債権ごとに行うこととしています。従って、「申込み」「実行」とともに 1,000 万円、１件と計上することとなります。

問 1－4 貸付けの条件の変更等の申込み時点において 1,000 万円であった貸付債権が、実行までの間に弁済により 800 万円となった場合には、どのように計上するのか。

（答）

注意 1にあるとおり、別表中の各欄の集計は、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた日を基準に、債務者ごとではなく、貸付債権ごとに行うこととしています。

従って、実行日における貸付債権額（800 万円）ではなく、申込日における貸付債権額（1,000 万円）を基準として、「申込み」「実行」ともに 1,000 万円と計上することとなります。

問 1-5 中小企業者から事業性資金と住宅資金の貸付けの条件の変更等の申込みを受けた場合には、どのように計上するのか。

（答）

「中小企業者」から事業性資金について貸付けの条件の変更等の申込みを受けた場合には、別表 1～6 に計上することとなります。また、「中小企業者」から「住宅資金借入者」として住宅資金の貸付けの条件の変更等の申込みを受けた場合には、別表 7～10 に計上することとなります。

問 1-6 債務者が法第 4 条第 1 項に規定する「中小企業者」に該当するか否かを判断する時点はいつか。

（答）

注意 1にあるとおり、別表中の各欄の集計は、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた日を基準に、債務者ごとではなく、貸付債権ごとに行うこととしています。

従って、貸付けの条件の変更等の申込日において、債務者が「中小企業者」に該当する場合には、申込みを受けた日の後（例えば実行日）において「中小企業者」に該当しないものとなっていたときであっても、別表 1～6 に計上することとなります。

問 1-7 「債務者ごとではなく、貸付債権ごとに行うこと」とあるが、信用保証協会等による債務の保証を受けている債務者から、同協会等による債務の保証を受けていない貸付債権について貸付けの条件の変更等の申込みを受けた場合には、どの欄に計上するのか。

（答）

注意 1にあるとおり、別表中の各欄の集計は、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた日を基準に、債務者ごとではなく、貸付債権ごとに行うこととしており、信用保証協会等による債務の保証を受けているか否かについても、債務者ごとではなく、貸付債権ごとに判断することとなります。

従って、信用保証協会等による債務の保証を受けている債務者から、同協

会等による債務の保証を受けていない貸付債権について貸付けの条件の変更等の申込みを受けた場合には、当該申込みに係る貸付債権には信用保証協会等の保証が付されていないため、「信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権」に係る欄に計上することとなります。

問 1－8 法の施行日前に貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権について、法の施行日以降に実行した場合には、開示・報告の対象とはならないのか。

(答)

法の施行日（平成 21 年 12 月 4 日）以降に貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権が、開示・報告の対象となります。従って、法の施行日前に貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権について、法の施行日以降に実行に至ったとしても、開示・報告の対象とはなりません。

2. 注意 2 関係（累積額、累積件数）

問 2－1 審査中の貸付債権についても、法の施行日から各期末までの累積額及び累積件数を記載するのか。

(答)

審査中の額・件数については、累積額及び累積件数ではなく、各期末における額・件数を計上することになります。

従って、例えば、3 月末時点において審査中であった貸付債権が 6 月末時点において実行に至っていた場合には、6 月末時点の開示では「実行」に 1 件計上し、「審査中」を 1 件減らすこととなります（この場合において、3 月末時点の開示に遡及して「審査中」を 1 件減らす必要はありません）。

問 2－2 別表中に平成 21 年 12 月末の欄があるが、初回の開示・報告の期限は平成 21 年 12 月末から 45 日以内となるのか。

(答)

初回の開示・報告の期限は、府令附則第 2 項にあるとおり、平成 22 年 3 月末から 45 日以内となります。初回の開示・報告においては、平成 22 年 3 月末の欄のみならず、平成 21 年 12 月末の欄にも記載することが求められることにご留意ください。

なお、45 日以内の期限の最終日が行政機関の休日である場合には、行政機関の休日の翌日が開示・報告の期限となります。平成 22 年 5 月 15 日は土曜日であるため、初回の開示・報告の期限は平成 22 年 5 月 17 日となります。

問 2-3 同一の貸付債権に対して、一定期間中に複数回にわたって貸付けの条件の変更等を行った場合には、累積して記載するのか。

(答)

同一の貸付債権に対して、一定期間中に複数回にわたって貸付けの条件の変更等を行った場合についても、複数回計上して記載することとなります。

なお、金融機関においては、日頃の債務者とのリレーションを活かして、債務者が望んでいる貸付けの条件の変更等の内容をできるだけ具体的に導き出していただくことが重要となります。従って、件数・金額を増やすことを目的として、恣意的に短期の貸付けの条件の変更等を反復・継続することは法の趣旨にそぐわないことにご留意ください。

問 2-4 当初の申込みにおいて、複数回の貸付けの条件の変更等を行うことが契約上決定されている場合には、どのように計上するのか。

(答)

複数回の貸付けの条件の変更等を行うことが当初の申込みにおいて契約上決定されている場合には、「申込み」「実行」とともに1件と計上することとなります。

問 2-5 別表中において四半期ごとに欄が設けられているが、協同組織金融機関における開示・報告の頻度は半期ごとと考えてよいのか。この場合、別表の記載は四半期ごとの数値を記載するのか。

(答)

協同組織金融機関については事務負担に配慮し、法令の開示・報告の頻度は半期ごととしています。ただし、その期中の状況を他の金融機関と同様に把握・開示するため、別表には四半期ごとの数値の記載が求められます。

3. 注意3 関係(単位)

問 3-1 貸付債権1件1件について、百万円単位で計上し、集計を行うのか。それとも、貸付債権1件1件については一円単位で計上し、集計値を百万円単位で別表中の各欄に記載するのか。

(答)

貸付債権1件1件についてはあくまで一円単位で計上し、集計値を百万円単位で別表中の各欄に記載することとなります。

例えば、A貸付債権：40万円、B貸付債権：50万円、C貸付債権：60万円について貸付けの条件の変更等を行う場合には、計上する数値は、A～C貸

付債権の集計値 150 万円を百万円単位（当該単位未満の端数は切捨て）とした、100 万円となります。

4. 注意 4 関係（貸付けの条件の変更等）

問 4-1 既存の 200 万円の貸付債権の返済を条件として 500 万円の新規融資を行った場合、どのように計上するのか。

（答）

旧債の残高分（本問では、500 万円実行したうちの 200 万円相当）については、旧債の借換えと判断されます。従って、当該旧債の借換えが債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として行われたものである場合には、「貸付けの条件の変更等」として、別表に計上することが求められます。

問 4-2 「旧債の借換え」に該当するか否かはどのように判断するのか。

（答）

旧債の借換えが「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的」として行われたものであるか否かを基準に判断することとなります。

なお、旧債の借換えが、正常な運転資金を供給することを目的として、短期的な貸付けにより、同一条件で継続的かつ反復して行われている場合は、貸付けの条件の変更等に該当しないことにご留意ください。

問 4-3 代理貸付に係る貸付債権について貸付けの条件の変更等の申込みを受けた場合には、委託金融機関・受託金融機関それぞれにおいてどのように計上するのか。

（答）

代理貸付における債権者はあくまで委託金融機関であることから、代理貸付分に係る貸付けの条件の変更等について、受託金融機関が開示・報告する必要はありません。

受託金融機関は、代理貸付分に係る貸付けの条件の変更等の実行の有無について（プロパー分の集計と同等の注意をもって集計の上）委託金融機関に対して情報提供を行い、委託金融機関が、当該情報提供に基づいて別表中の各欄に計上することとなります。

問 4-4 他の金融機関の貸付債権を自金融機関が買い取る（債務者が他の金融機関から自金融機関に借り換える）ケースは、旧債の借換えに該当するのか。

（答）

債務者から旧債の借換えの申込みを受けた時点では、当該旧債は自金融機関の貸付債権ではないため、貸付けの条件の変更等には該当せず、開示・報告する必要はありません。なお、自金融機関が貸付債権を買い取った後に債務者から貸付けの条件の変更等の申込みを受けた場合には、開示・報告の対象となります。

問 4-5 証券化された貸付債権について貸付けの条件の変更等の申込みを受けた場合には、委託金融機関・受託金融機関それぞれにおいてどのように計上するのか。

(答)

委託金融機関が貸付けの条件の変更等の申込みを受けた場合には、当該申込みに係る貸付債権は委託金融機関の貸借対照表からはオフバランス化されていることから、別表中の各欄に計上する必要はありません。委託金融機関が当該貸付債権を買い戻して貸付けの条件の変更等を実行した場合は、その時点で「申込み」「実行」に計上することとなります。

他方、受託金融機関は、本問の場合において債務者から直接申込みを受けていないため、開示・報告は不要です。

なお、法の趣旨を踏まえれば、証券化により貸付債権をオフバランス化しているか否かにかかわらず、当初貸付けを行った金融機関（委託金融機関）は、債務者の実態を踏まえて、必要に応じて貸付債権を買い戻した上で貸付けの条件の変更等を行うといった対応をとることが望ましいと考えられます。

問 4-6 他の金融機関から自金融機関（信託銀行）に信託された貸付債権について貸付けの条件の変更等の申込みを受け、対応の可否について受益者の意向を確認したものの、同意が得られなかったため最終的に謝絶することとなった場合には、どのように計上するのか。

(答)

法は信託勘定を適用除外としているものではないため、本問の場合についても「申込み」「謝絶」に計上することとなります。

ただし、①受益者の同意が得られなかったため謝絶した貸付債権の額・件数を注記することや、②銀行勘定に係る貸付債権と信託勘定に係る貸付債権を全体の内訳として開示・報告することは差し支えありません。

問 4-7 住宅資金について、ボーナス月返済を毎月返済に振り替えることは「貸付けの条件の変更等」に該当するのか。

(答)

例えば、ボーナス時の返済部分を 60 万円減額して毎月弁済部分を 5 万円/月だけ増額するような返済方法の変更については、それが債務者の支援を図ることを目的として行われるものであれば、貸付けの条件の変更等（返済期限の延長）に該当することとなります。

問 4-8 「貸付けの条件の変更等」に該当するか否かは、直近の契約内容と比較して判断するのか、それとも、当初の契約内容と比較して判断するのか。

（答）

「貸付けの条件の変更等」に該当するか否かは、直近の契約内容と比較して判断することとなります。以下、幾つかのケースにおける計上方法を例示します。

〔ケース 1〕

毎月 100 万円の月賦返済を行っている債務者に対して、1 年間、毎月 10 万円の月賦返済とする元本の返済猶予を行ったとします（この時点で、「申込み」「実行」に 1 件ずつ計上することとなります）。

1 年経過後、依然として経営状況が芳しくないため、本来であれば毎月 100 万円の月賦返済に復帰すべきところ、毎月 20 万円の月賦返済に再度猶予することとしたとします。この場合には、元本の返済猶予として「申込み」「実行」に 1 件ずつ再計上することとなります。

〔ケース 2〕

毎月 100 万円の月賦返済を行っている債務者に対して、2 年間、毎月 10 万円の月賦返済とする元本の返済猶予を行ったとします（この時点で、「申込み」「実行」に 1 件ずつ計上することとなります）。

1 年経過後、経営状況が順調に回復しつつあったため、当初はもう 1 年間は毎月 10 万円の月賦返済とする予定であったが、代わりに毎月 20 万円の月賦返済に変更することとしたとします。

この場合は、本来の契約であれば毎月 10 万円の月賦返済であるところを、毎月 20 万円の月賦返済に変更しているため、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的」としているとは言えず、貸付けの条件の変更等には該当しないこととなります。

問 4-9 返済期間 30 年の住宅資金について、25 年で繰上返済することとしたものの、その後、収入が減少したため、やはり当初の 30 年返済に戻すこととした場合、「貸付けの条件の変更等」に該当するのか。

(答)

問 4-8 もご参照ください。「貸付けの条件の変更等」に該当するか否かは、直近の契約内容と比較して判断することとなります。本問の場合は、返済期限を 25 年後から 30 年後に延長するものであるため、「貸付けの条件の変更等」に該当するものとして、「申込み」「実行」に計上することとなります。

問 4-10 府令別紙様式における「貸付けの条件の変更等」とは「元本の返済猶予等の申込みを行った債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として行うもの」とされている。他方、銀行法施行規則においては、「貸出条件緩和債権」とは「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として債務者に有利となる取決めを行った貸出金」とされている。以上から、府令別紙様式において開示・報告の対象となる貸付債権は、全て銀行法施行規則における「貸出条件緩和債権」に該当すると考えてよい。

(答)

府令別紙様式に基づく開示・報告においては、正常先である債務者に対して（経営再建又は支援を図ることを目的として）行われた元本の返済猶予等も対象に含まれています。従って、府令別紙様式において開示・報告の対象となる貸付債権の全てが銀行法施行規則における「貸出条件緩和債権」に該当するわけではありません。

また、当然のことながら、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画が策定されている場合には、銀行法施行規則における「貸出条件緩和債権」には該当しないこととなります。

問 4-11 正常先の債務者に対して行う元本の返済猶予等は、開示・報告の対象外と考えてよい。

(答)

正常先の債務者に対して行う元本の返済猶予等であっても、それが「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として行うもの」であれば、「貸付けの条件の変更等」に該当し、開示・報告の対象となります。府令別紙様式においては、債務者区分に基づいて「貸付けの条件の変更等」の範囲を限定しているものではないことにご留意ください。

問 4-12 要注意先の債務者に対する貸付債権のうち、基準金利と同等の利回りを確保している貸付債権について、元本の返済猶予等を行う場合には、「貸付けの条件の変更等」に該当するのか。

(答)

「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的」としているかどうかで判断することとなります。従って、基準金利が確保されていても、「経営再建又は支援を図ることを目的」として行われる元本の返済猶予等であれば、「貸付けの条件の変更等」に該当することとなります。府令別紙様式においては、債務者区分に基づいて「貸付けの条件の変更等」の範囲を限定しているものではないことにご留意ください。

問 4-13 破綻懸念先以下の債務者に対する貸付債権について元本の返済猶予等を行う場合には、「貸付けの条件の変更等」に該当するのか。

(答)

「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的」として行われる元本の返済猶予等であれば、「貸付けの条件の変更等」に該当することとなります。府令別紙様式においては、債務者区分に基づいて「貸付けの条件の変更等」の範囲を限定しているものではないことにご留意ください。

5. 注意5関係（正常な運転資金）

問 5-1 「正常な運転資金」とはどこまでの範囲を指すもののなのか。

(答)

「正常な運転資金」とは、金融検査マニュアルにあるとおり「正常な営業を行っていく上で恒常的に必要と認められる運転資金」を指すものです。

従って、正常先の債務者に対する運転資金であれば必ず「正常な運転資金」に該当するとは限らず、また、要注意先の債務者に対する運転資金であっても「正常な運転資金」に該当するものがあり得ることにご留意ください。

問 5-2 「同一条件」とは、元本・金利・期間などの点で完全に条件が一致することを意味するのか。

(答)

実質的に同一の条件であることを想定しているものであり、貸付けの元本・金利・期間などについて完全に条件が一致しているケースに限定するものではありません。

例えば、市場金利を基準金利としている場合には、期限到来の度に金利が改定されることとなりますが、このような場合であっても「同一条件」とであるとみなして差し支えありません。

問 5-3 元本の返済猶予等が、正常な運転資金を供給することを目的として、

短期的な貸付けにより、同一条件で継続的かつ反復して行われている場合であっても、当該元本の返済猶予等を行うことを拒否するときには「貸付けの条件の変更等」とみなして、「申込み」「謝絶」に計上することとされている。この場合において、何らかの事情により債務者がその意思で申込みを撤回したときには、「申込み」「取下げ」に計上するのか。

(答)

この場合には、「申込み」「取下げ」に計上することは求められません。

問 5-4 貸付債権の一部でも正常な運転資金の範囲内であれば、貸付けの条件の変更等に該当しないと考えてよいのか。

(答)

一部ではなく、貸付債権全体が正常な運転資金の範囲内となっている必要があります。従って、その貸付債権のうち、一部でも赤字補填資金が入っていれば、「貸付けの条件の変更等」に該当し、開示・報告の対象となります。

問 5-5 正常な運転資金の範囲が1億円であって、運転資金貸出が5,000万円、4,000万円、3,000万円の3件ある場合、5,000万円と4,000万円の貸付債権2件については、正常な運転資金の範囲内として貸付けの条件の変更等に該当しないと考えてよいのか。

(答)

正常な運転資金の範囲内か否かは、貸付債権ごとに判断することとなります。従って、5,000万円と4,000万円の貸付債権2件については、正常な運転資金の範囲内として貸付けの条件の変更等に該当しないこととなります。

他方、3,000万円の貸付債権については、当該貸付債権全体が「貸付けの条件の変更等」に該当し、開示・報告の対象となります。

6. 注意6関係（信用保証協会等）

問 6-1 「債務者ごとではなく、貸付債権ごとに行うこと」とあるが、信用保証協会等による債務の保証を受けている債務者から、同協会等による債務の保証を受けていない貸付債権について貸付けの条件の変更等の申込みを受けた場合には、どの欄に計上するのか。

(答)

問 1-7 をご参照ください。

7. 注意7関係（条件変更対応保証）

問 7-1 条件変更対応保証を受けた貸付債権については、どのように計上するのか。

（答）

条件変更対応保証を受けた貸付債権の計上方法は、以下のとおりです。

- （１）「借換え対象貸付の当初償還期限よりも最終的な償還期限を延長した支払計画に基づき借換えを行う場合」は、借換えが行われる度に「申込み」「実行」にそれぞれ１件ずつ（金額は、借り換えられる貸付債権の額）計上することとなります。
- （２）「借換え対象貸付の当初償還期限よりも最終的な償還期限を延長しない場合」は、借換えが行われる時点で「申込み」「実行」にそれぞれ１件ずつ（金額は、借り換えられる貸付債権の額）計上することとなります。
- （３）「借換え対象貸付の当初償還期限よりも最終的な償還期限を延長しない場合であって、債権分割を行い、保証を段階的に付与する場合」は、当該保証が段階的に付与される度に「申込み」「実行」にそれぞれ１件ずつ（金額は、各時点において保証が付与される貸付債権の額）計上することとなります。

なお、（１）～（３）いずれの場合においても、平成 23 年 3 月末までに申込みを受けた貸付債権について、「審査中」の案件が残っている限り、平成 23 年 9 月末まで府令別紙様式第 1 号及び第 2 号により開示・報告を行うこととなります。

8. 注意8関係（申込み）

問 8-1 貸付けの条件の変更等は反復継続して行われている場合も多く、債務者から明示的に貸付けの条件の変更等の申込みが行われない場合もある。このような場合も「申込み」として計上するのか。

（答）

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、元本の返済猶予等を反復継続して行っている場合であって、貸付けの条件の変更等の具体的な内容が確認できるときには、仮に貸付けの条件の変更等の申込みが明示的に行われていないときであっても、「申込み」として計上することとなります。

問 8-2 「申込み」と「相談」との区別はどのように考えるのか。

（答）

貸付けの条件の変更等の「申込み」とは、貸付けの条件の変更等の具体的な内容が確認できるものを指し、事前の相談を含むものではありません。例えば、具体的な内容に踏み込まず、債務者から「返済猶予をお願いしたいと考えているかどうか」という申出を受けた場合などは「相談」となるものと考えられます。

なお、円滑化指針Ⅱ－１－２－１（１）において「債務者から貸付けの条件の変更等の申込みに関する相談を受けた場合には、当該相談に真摯に対応しているか。当該相談に係る貸付けの条件の変更等の申込みを妨げていないか」との着眼点が設けられていることにご留意ください。金融機関においては、日頃の債務者とのリレーションを活かして、債務者が望んでいる貸付けの条件の変更等の内容をできるだけ具体的に導き出していただくことが重要です。

問 8-3 金融機関から「貸付けの条件の変更等」の提案を行い、債務者が当該提案を受け入れた場合には、どのように計上するのか。

（答）

金融機関から貸付けの条件の変更等の提案を行った場合であっても、債務者が当該提案を受け入れたときは、債務者による申込み意思が確認できたものとして、当該提案が受け入れられた時点で「申込み」に計上することとなります。

9. 注意9関係（実行）

問 9-1 債務者から元本の返済猶予の申込みを受けたが、債務者との協議の結果、利息の支払猶予を行った場合、「実行」として計上してもよいのか。

（答）

申込みを受けた貸付けの条件の変更等の内容と、実行する貸付けの条件の変更等の内容とが異なる場合であっても、それが債務者との合意に基づき行われるものであれば、「実行」に該当します。

問 9-2 債務者から利息の支払猶予の申込みを受けたが、債務者との協議の結果、利息の減免を行った場合、「実行」として計上してもよいのか。

（答）

注意8にあるとおり、「申込み」とは、貸付けの条件の変更等を求める書面による意思の表示（口頭による意思の表示の内容を金融機関の職員が記録したものを含む）をいいます。また、注意9にあるとおり、「実行」とは、貸付けの条件の変更等を行うことをいいます。

注意 4 から明らかなとおり、利息の支払猶予は様式中の「貸付けの条件の変更等」に該当しますが、利息の減免は様式中の「貸付けの条件の変更等」に該当しません。従って、本問の場合、まず利息の支払猶予の申込みを受けた時点で「申込み」に計上することとなります。その上で、当該申込みについては、協議の過程において債務者が取り下げた（その上で、改めて利息の減免の申込みを行った）ものとみなして、利息の減免を行った時点で「取下げ」に計上することとなります（利息の減免は「申込み」にも「実行」にも計上しないことにご留意ください）。

問 9-3 債務者から利息の減免の申込みを受けたが、債務者との協議の結果、利息の支払猶予を行った場合、「実行」として計上してもよいのか。

（答）

問 9-2 もご参照ください。本問の場合、利息の減免の申込みを受けた時点では「申込み」には計上しません。債務者との協議の結果、利息の減免ではなく利息の支払猶予を行うことに合意した時点で「申込み」に計上し、当該利息の支払猶予を行った時点で「実行」に計上することとなります。

問 9-4 既存の貸付債権を複数の貸付債権に分割した上で借換えを行う場合であって、分割後の複数の貸付債権の実行日が異なるときは、どの時点をもって「実行」に計上することができるのか。

（答）

既存の貸付債権を複数の貸付債権に分割した上で借換えを行う場合には、当該複数の貸付債権の最初の実行日に「実行」に計上することとなります。

例えば、1月1日に3,000万円の貸付債権に係る旧債の借換えの申込みを受け、当該貸付債権を2件に分割した上で、1件目（1,000万円）は3月1日に実行、2件目（2,000万円）は4月1日に実行したとします。この場合、3月末の開示・報告において、「申込み」「実行」とともに3,000万円、1件と計上することとなります。

10. 注意10関係（謝絶）

問 10-1 貸付けの条件の変更等の申込みの日から3月を経過した日又は貸付債権の支払期日のいずれか遅い日を過ぎてもなお「審査中」のものについては、「謝絶」をしたものとみなすとあるが、当該規定の例外としては、信用保証協会等において保証を応諾するか否かの判断に至っていないケース以外は認められないのか。

（答）

例外として認められるケースは、信用保証協会等において保証を応諾するか否かの判断に至っていないケースのみです。従って、「事業再生ADR手続に時間を要しているケース」、「企業再生支援機構又は中小企業再生支援協議会等を交えた協議に時間を要しているケース」、「債務者と長期間連絡が取れないケース」等については、本規定の例外とはなりません（原則どおり「謝絶」に計上することとなります）。

なお、府令別紙様式第1号及び第2号において、「謝絶」には上記のようなケースが含まれている旨を注記することは差し支えありません。

問 10-2 一度「謝絶」に計上した貸付債権について、債務者から再度申込みを受けた場合には、どのように計上するのか。また、再度の申込みについて、例えば、3月末においては審査中であったが6月末においては実行に至っていた場合には、どのように計上するのか。

（答）

注意 10 にあるとおり、一度「謝絶」に計上した貸付債権について、再度申込みを受けて実行した場合には「申込み」「実行」に計上し、再度申込みを受けて謝絶した場合にはいずれの欄にも計上しないこととなります。なお、一度「謝絶」に計上した貸付債権について、再度申込みを受けて実行し、その後、更なる貸付けの条件の変更等の申込みを受けて謝絶した場合には、「申込み」「謝絶」に計上することにご留意ください。

また、例えば、一度「謝絶」に計上した貸付債権について再度申込みがあり、審査中の状態で3月末を迎えた場合は、3月末においては「申込み」「審査中」には計上せず、実行に至った6月末において「申込み」「実行」に計上することとなります。

問 10-3 支払期日を過ぎて延滞状態にある貸付債権について貸付けの条件の変更等の申込みを受けた場合には、当該申込みを即実行しないと「謝絶」をしたものとみなされることになるのか。

（答）

注意 10 にあるとおり、「申込みの日から3月を経過した日又は貸付債権の支払期日のいずれか遅い日」が基準となっています。従って、支払期日後に申込みを受けた場合であっても、当該申込みの日から3月を経過していないときは、「謝絶」ではなく「審査中」に計上することとなります。

なお、貸付債権が延滞状態にある場合に、金融機関が当該貸付債権の回収を行っていないことのみをもって、当該金融機関が貸付けの条件の変更等を実行したとみなすものではありません。債務者から貸付けの条件の変更等の

申込みを受けて、これを実行した場合に初めて「実行」として計上することとなります。

問 10-4 1年後に最初の支払期日が到来する貸付債権について貸付けの条件の変更等の申込みを受けた場合であって、当該申込みの日から3月を経過した日において審査中であるときは、「謝絶」をしたものとみなされることになるのか。

(答)

注意 10 にあるとおり、「申込みの日から3月を経過した日又は貸付債権の支払期日のいずれか遅い日」が基準となっています。従って、申込みの日から3月を経過した場合であっても、支払期日が到来していないときは、「謝絶」をしたものとはみなされません。

問 10-5 経営改善又は再生の可能性のない債務者から貸付けの条件の変更等の申込みを受け、当該申込みを謝絶した場合においても、「謝絶」に計上することとなるのか。

(答)

注意 4 にあるとおり、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として行う元本の返済猶予等は様式中の「貸付けの条件の変更等」に該当します。従って、本問のような場合には「謝絶」に計上することとなります。

1 1. 注意 1 1 関係 (審査中)

問 11-1 前期末において審査中であつた申込みが、当期末において実行、謝絶又は取下げに至った場合、前期末における「審査中」の数値をどのように記載するのか。

(答)

問 2-1 をご参照ください。

1 2. 注意 1 2 関係 (取下げ)

問 12-1 債務者の意思で申込みを撤回していない場合であっても「取下げ」とみなされるケースとしては、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定等、注意 12 に列挙されているもの以外は認められないのか。

(答)

債務者の意思で申込みを撤回していない場合であっても「取下げ」とみなされるケースは、注意 12 に列挙しているものに限定されます。

従って、「債務者と長期間連絡が取れないケース」、「債務者の代理人弁護士による債務整理の受任通知等を受領したケース」等については、「取下げ」とはみなされません。

なお、府令別紙様式第1号及び第2号において、「謝絶」には上記のようなケースが含まれている旨を注記することは差し支えありません。

13. 注意13及び14関係（他の金融機関との連携）

問13-1 別表3及び4の各欄への記載に当たって、金融機関は、債務者の同意を得て、他の金融機関へ申込みの有無や実行の有無を照会することが義務付けられているのか。

（答）

注意13及び14における「債務者の同意を得て他の金融機関に当該申込みの有無を照会」することや「債務者の同意を得て他の金融機関に当該実行の有無を照会」することは、義務付けられているものではなく、金融機関の任意で行っていただいて差し支えありません。

なお、別表3及び4の各欄への記載については上記のとおりですが、一般的には、法第4条第4項にあるとおり、金融機関は、他の金融機関と緊密な連携を図るよう努めることが求められていることにご留意ください。

問13-2 他の金融機関への照会及び回答は、書面による必要があるのか。

（答）

注意13及び14における「債務者の同意を得て他の金融機関に当該申込みの有無を照会」することや「債務者の同意を得て他の金融機関に当該実行の有無を照会」することは、文書による照会に限られるものではなく、口頭による照会でも差し支えありません。

ただし、債務者とのトラブルを回避するため、又は自金融機関の取組みを事後的に検証するためといった観点から、照会又は回答した事項について何らかの形で記録を残しておくことが望ましいと考えられます。

問13-3 他の金融機関から照会を受けた金融機関は、顧客からの同意が取得できない限り、守秘義務の観点から回答できないということか。

（答）

債務者の同意が得られない場合に、回答することは（守秘義務の観点から）不適切です。

問 13-4 他の金融機関に申込みの有無又は実行の有無を照会したものの、回答が得られなかった場合は、「当該申込みの事実が確認できなかった場合」又は「当該実行の事実が確認できなかった場合」に該当するのか。

(答)

他の金融機関に申込みの有無又は実行の有無を照会したものの、回答が得られなかった場合は、「当該申込みの事実が確認できなかった場合」又は「当該実行の事実が確認できなかった場合」に該当します。

問 13-5 注意 13 における他の金融機関の定義として「法第 4 条第 4 項及び第 5 条第 2 項の規定により貸付けの条件の変更等の申込みを受けた金融機関が緊密な連携を図る者をいう」とされている。ここで法第 5 条第 2 項が含まれているということは、中小企業者である債務者から貸付けの条件の変更等の申込みを受けた場合には、事業性資金のみならず、経営者に対する住宅資金に関する貸付けの条件の変更等の申込み状況についても、他の金融機関に確認する必要があるということか。

(答)

注意 13 の「他の金融機関」の定義は、別表 3 及び 4（債務者が中小企業者である場合）におけるものであるため、事業性資金に関する確認のみで差し支えありません。

問 13-6 注意 13 に「他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者」とあるが、この場合の確認とはどの時点までの情報に基づく「確認」をいうのか。また、注意 14 に「他の金融機関が法の施行日以後に貸付けの条件の変更等を実行したことを認識している場合」とあるが、この場合の認識とはどの時点までの情報に基づく「認識」をいうのか。

(答)

「確認」「認識」ともに、自金融機関が申込みを受けた貸付けの条件の変更等につき、結論（実行、謝絶又は取下げ）に至る時点までの情報に基づき判断することとなります。以下、幾つかのケースにおける計上方法を例示します（別表 4（件数）の計上方法を例示しますが、別表 3（金額）についても同様です）。

〔ケース 1〕

- ・ 自金融機関への申込日 : 22 年 2 月 1 日
- ・ 他金融機関への申込みの確認ができた日 : 22 年 2 月 15 日

- ・他金融機関による実行を認識した日 : 22 年 3 月 1 日
- ・自金融機関が結論（ここでは謝絶とする）に至った日 : 22 年 3 月 15 日

⇒ 結論に至った時点では、「確認」も「認識」もできている。従って、22 年 3 月末時点における開示・報告において、別表 4 の「平成 22 年 3 月末」の「申込みを受けた貸付債権の数」「うち、謝絶に係る貸付債権の数」「うち、実行を認識していた場合の貸付債権の数」欄に 1 件ずつ計上。

〔ケース 2〕

- ・自金融機関への申込日 : 22 年 2 月 1 日
- ・他金融機関への申込みの確認ができた日 : 22 年 2 月 15 日
- ・他金融機関による実行を認識した日 : 22 年 3 月 1 日
- ・自金融機関が結論（ここでは謝絶とする）に至った日 : 22 年 5 月 1 日

⇒ 結論に至った時点では、「確認」も「認識」もできている（ただし、結論が期を跨いでいる点に注意）。従って、22 年 3 月末時点における開示・報告において、別表 4 の「平成 22 年 3 月末」の「申込みを受けた貸付債権の数」「うち、審査中の貸付債権の数」欄に 1 件ずつ計上。

次に、22 年 6 月末時点（協同組織金融機関については 9 月末時点。以下同じ。）における開示・報告において、別表 4 の「平成 22 年 6 月末」の「うち、審査中の貸付債権の数」欄から 1 件減らし、「うち、謝絶に係る貸付債権の数」「うち、実行を認識していた場合の貸付債権の数」欄に 1 件ずつ計上。

〔ケース 3〕

- ・自金融機関への申込日 : 22 年 3 月 15 日
- ・他金融機関への申込みの確認ができた日 : 22 年 4 月 1 日
- ・他金融機関による実行を認識した日 : 22 年 4 月 15 日
- ・自金融機関が結論（ここでは謝絶とする）に至った日 : 22 年 4 月 30 日

⇒ 結論に至った時点では、「確認」も「認識」もできているが、22 年 3 月末の時点では「確認」も「認識」もできていない。従って、22 年 3 月末時点における開示・報告においては、別表 4 への計上は不要（別表 2 への計上は必要）。

次に、22 年 6 月末時点における開示・報告において、別表 4 の「平成 22 年 3 月末」の「申込みを受けた貸付債権の数」「うち、審査中の貸付債権の

数」欄に1件ずつ遡及計上。また、「平成22年6月末」の「うち、審査中の貸付債権の数」欄から1件減らし、「うち、謝絶に係る貸付債権の数」「うち、実行を認識していた場合の貸付債権の数」欄に1件ずつ計上。

〔ケース4〕

- ・ 自金融機関への申込日 : 22年2月1日
- ・ 他金融機関への申込みの確認ができた日 : 22年3月1日
- ・ 他金融機関による実行を認識した日 : 22年3月1日
- ・ 自金融機関が結論（ここでは謝絶とする）に至った日 : 22年2月15日

⇒ 結論に至った時点では、「確認」も「認識」もできていない。従って、いずれの時点における開示・報告においても、別表4への計上は不要（別表2への計上は必要）。

問13-7 「債務者から他の金融機関が法の施行日後に貸付けの条件の変更等を実行した旨の情報提供を受けた場合」とは、書面によるものに限定されるのか。

（答）

債務者からの情報提供は書面には限られておらず、口頭での情報提供も含まれます。

問13-8 「他の金融機関から貸付けの条件の変更等に係る連携の要請を受けた場合」には、他の金融機関に実行の有無を確認する必要があるのか。

（答）

注意14にあるとおり、同様式別表3及び4における「他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合」とは、「債務者から他の金融機関が法の施行日以後に貸付けの条件の変更等を実行した旨の情報提供を受けた場合」又は「他の金融機関から貸付けの条件の変更等に係る連携の要請を受けた場合」を指すものです。

従って、「他の金融機関から貸付けの条件の変更等に係る連携の要請を受けた場合」であって、自金融機関が貸付けの条件の変更等を謝絶したときは、他の金融機関が貸付けの条件の変更等を最終的に実行したか否かが確認できていなくとも、「うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合」に計上する必要があります。

なお、この場合において、他の金融機関が貸付けの条件の変更等を最終的に実行したか否かについて当該他の金融機関に確認を行い、実行に至ってい

ないことが判明したときは、計上する必要はありません（ただし、他の金融機関への確認を義務付けるものではありません）。

14. 注意15及び16関係（開示・報告の最終回）

問 14-1 いつまで開示・報告義務がかかるのか。

（答）

平成23年3月末までに申込みを受けた全ての貸付債権について、審査中のものが残っている限り、同年9月末まで別紙様式第1号及び第2号により開示・報告を行うこととなります。

15. その他

問 15-1 中小企業者又は住宅資金借入者に対して貸付けを行っていない金融機関についても、開示・報告義務がかかるのか。

（答）

中小企業者又は住宅資金借入者に対して貸付けを行っていない金融機関についても、開示・報告義務がかかります。この場合には、別表中の各欄に0円、0件を記載し開示・報告することとなります。

問 15-2 中小企業者又は住宅資金借入者に対して貸付けを行っていない金融機関についても、府令第6条第1項第1号に規定する「法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針」を策定する必要があるのか。

（答）

中小企業者又は住宅資金借入者に対して貸付けを行っていない金融機関においても、「法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針」を策定する必要があります。

ただし、例えば、住宅資金借入者に対して貸付けを行っていない金融機関は、住宅資金の貸付けを業務としていない旨を当該方針に記載するのみで足りるものと考えられます。

問 15-3 府令別紙様式第1号第1から第4までにおいては「概要」の開示が求められており、他方、府令別紙様式第2号第1から第4までにおいては「事項」の報告が求められているが、「概要」とはどの程度の記載が求められているのか。

（答）

「概要」の程度に関する一律の基準は設けていませんが、府令別紙様式第

1号第1から第4までの記載上の注意（括弧書き）にあるとおり、苦情相談窓口の設置状況や、経営相談・経営指導を行う体制等については、最低限、説明書類に記載することが求められます。

なお、府令別紙様式第2号第1から第4までに記載した詳細な「事項」を、府令別紙様式第1号第1から第4までにそのまま記載することは差し支えありません。

問 15-4 府令別紙様式第2号別表5、6、9及び10における「貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額」について、一円単位で記載するのか、それとも、別表1～4、7及び8と同様に百万円単位で記載するのか。

（答）

府令別紙様式第2号別表5、6、9及び10における「貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額」については、一円単位で記載することが求められます。

問 15-5 府令別紙様式第2号別表5、6、9及び10において、謝絶・取下げに至った主たる理由の記載が求められているが、他の金融機関が貸付けの条件の変更等の申込みを謝絶していることを理由として挙げることも認められるのか。

（答）

他の金融機関（例えばメインバンク）が貸付けの条件の変更等を実行しない場合、たとえ自金融機関が貸付けの条件の変更等を実行したとしても債務者の再生は見込まれないようなときは、それを謝絶理由とすることも考えられます。ただし、このときには、他の金融機関名を明記することが求められます。

【円滑化指針関連】

16. II-1-2 関係（申込みへの対応等）

問 16-1 府令第6条第2項において「記録の5年間の保存」が義務付けられているが、当該保存の対象となるものの具体的な範囲はどこまでか。

（答）

円滑化指針II-1-2-1（5）及び（6）の着眼点に規定されており、「謝絶又は取下げに至った理由」及び「貸付けの条件の変更等に関する苦情相談の内容」について、可能な限り具体的に記録し、5年間保存することが求められます。

なお、債務者とのトラブルを回避するため、又は自金融機関の取組みを事後的に検証するためといった観点から、「債務者からの貸付けの条件の変更等の申込み内容」、「貸付けの条件の変更等に係る他の金融機関との情報の確認の内容」等について、金融機関において自主的に一定期間保存していただくことが望ましいと考えられます。

問 16-2 円滑化指針Ⅱ-1-2-2（3）及び（4）における「金融機関間における貸付けの条件の変更等に係る情報の相互確認」とは、どの程度の範囲を指すのか。

（答）

金融機関間で相互に確認する情報とは、自金融機関が債務者に対して貸付けの条件の変更等を行うに当たって、通常の金融実務に照らして必要な範囲の情報を指すものであり、例えば、他の金融機関の対応可否、貸付けの条件の変更等の内容、債権の保全状況等が含まれると考えられます。

他の金融機関等と連携を図る際には、独占禁止法に抵触しないよう、円滑化指針Ⅱ-1-2-2（3）～（5）（注）に規定する主な留意点をご参照ください。また、金融機関間で貸付けの条件の変更等について（明示・黙示の別を問わず）合意が生じることがあれば、独占禁止法上問題となることにご留意ください。

問 16-3 円滑化指針Ⅱ-1-2-2（3）～（5）までの（注）及びⅡ-1-2-3（2）の（注）に留意していれば、独占禁止法に抵触することはないと理解してよいのか。

（答）

Ⅱ-1-2-2（3）～（5）までの（注）及びⅡ-1-2-3（2）の（注）は、独占禁止法のセーフハーバーを規定するものではありません。

当該（注）に留意していても、金融機関間で貸付けの条件の変更等について（明示・黙示の別を問わず）合意が生じることがあれば、独占禁止法に抵触するおそれがあることにご留意ください。

問 16-4 円滑化指針Ⅱ-1-2-2（3）及び（4）における「金融機関間における貸付けの条件の変更等に係る情報の相互確認」を行うことについて、債務者から、一部の情報については同意が得られたものの、一部については不同意だった場合は、どのように対応すればよいのか。

（答）

債務者から、一部の情報については同意が得られたものの、一部について

は不同意だった場合は、同意が得られた範囲内で情報の相互確認を行うよう努めることが求められます。

問 16-5 円滑化指針Ⅱ-1-2-2（3）及び（4）において、金融機関間で情報の確認を行うことが規定されているが、当該情報は自金融機関で条件変更の可否を判断するための判断材料の一つという理解でよいのか。

（答）

ご理解のとおりです。

なお、情報の相互確認を通じて、他の金融機関と対応を協議・約束したり、他の金融機関に自金融機関と同様の対応を強要したりすることは、独占禁止法に抵触するおそれがあることにご留意ください。

問 16-6 円滑化指針Ⅱ-1-2-2（3）及び（4）において、債務者の同意を前提に、金融機関間で情報の確認を行うことが規定されているが、債務者からの同意は書面によることが義務付けられているのか。

（答）

口頭による確認であっても差し支えありません。

なお、債務者とのトラブルを回避するため、又は自金融機関の取組みを事後的に検証するためといった観点から、確認を行った事項について何らかの形で記録を残しておくことが望ましいと考えられます。

問 16-7 債務者からの貸付けの条件の変更等の申込みを（謝絶せず）実行することを決めている場合であって、債務者から情報確認の依頼があったときは、金融機関の判断で情報確認をしないこととしてよいのか。

（答）

債務者から他の金融機関と連携するよう要請があった場合には、自金融機関が貸付けの条件の変更等に応じる場合であっても、他の金融機関と情報の相互確認を行うよう努めることが求められます。

17. Ⅱ-2-2 関係（金融機関の態勢の整備等）

問 17-1 円滑化指針Ⅱ-2-2-1（1）において「法の施行日前における対応との違いがある場合には、その内容を明確に、かつ、具体的に記載しているか」という着眼点が設けられているが、ここでの「法の施行日」とは、平成 21 年 12 月 4 日のことか、それとも平成 22 年 2 月 1 日のことか。

（答）

ここでの「法の施行日」とは、平成 21 年 12 月 4 日を指すものです。

問 17-2 円滑化指針Ⅱ-2-2-1(3)における独立した相談窓口とは、何から独立していることをいうのか。

(答)

「本部に貸付けの条件の変更等に係る苦情相談窓口を独立して設置」することとしていますが、これは、「既存の各種相談窓口から独立して別途専用窓口を設ける」という趣旨です。当該窓口が貸付けの条件の変更等に係る苦情相談窓口であることが債務者に分かるよう、何らかの形で明示する必要があります。

問 17-3 円滑化指針Ⅱ-2-2-1(3)における独立した相談窓口とは、専用の電話番号の設置を求めるものなのか。

(答)

貸付けの条件の変更等に係る相談の件数にもよりますが、「独立した相談窓口」の設置を求めていることから、専用の電話番号とすることが望ましいと考えられます。

ただし、本法関係の相談もこれまでの電話番号で受け付けていることが何らかの形で明示されており、アナウンスでも「中小企業金融円滑化法関係のご相談は〇番を押してください」とされているなど、債務者から見て、当該電話番号で本法関係の相談を受け付けていることが明らかになっている場合には、専用の電話番号を設置しない取扱いも（金融機関の規模等に鑑みて）認められます。

問 17-4 円滑化指針Ⅱ-2-2-1(3)における独立した相談窓口とは、対応人員も独立して配置することを求めるものなのか。

(答)

債務者による貸付けの条件の変更等に係る相談への対応が円滑に行われる限りにおいては、対応する職員が他の相談案件を兼務することは差し支えありません。

問 17-5 円滑化指針Ⅱ-2-2-1(3)に「各営業店において貸付けの条件の変更等に係る苦情相談を受け付ける態勢を整備しているか」とあるが、当該態勢としては、各営業店における特別の相談窓口の設置が求められるのか。

(答)

各営業店における特別の相談窓口の設置を義務付けているものではありません。各金融機関の規模、特性その他の個別の状況等を踏まえ、例えば、本部における苦情相談窓口を紹介する等の対応を行うことも、各営業店における態勢整備として認められ得るものと考えられます。

問 17-6 円滑化指針Ⅱ-2-2-1(4)における営業店の評価基準等については、基本方針に沿わない対応を慫慂するようなネガティブなものとなっていないか。

(答)

法第6条に基づいて金融機関が策定した基本方針に沿わない対応、例えば、債務者から貸付けの条件の変更等の申込みがあった場合に、当該債務者の事業についての改善又は再生の可能性等を勘案もせずに当該申込みを謝絶することが評価されるような評価基準となっていないというだけでは十分とは言えず、金融機関においては、法の趣旨を踏まえ（貸付けの条件の変更等への取組みを含め）金融の円滑化に向けた取組みが営業店の評価等に前向き、積極的に反映されるような評価基準を設けることが求められます。

評価基準の具体的内容については、基本方針の適切かつ確実な遂行という観点から実効的なものとなるよう、それぞれの金融機関の実情に応じて経営判断されるべき事柄と考えられます。

問 17-7 円滑化指針Ⅱ-2-2-2(1)における「継続的なモニタリング」とは、どの程度の頻度を想定しているのか。

(答)

継続的なモニタリングの頻度は一律に定められるものではなく、債務者の実態（財務の状況を含む）や貸出の形態に応じた頻度で行うことが求められます。

(以上)